

令和 7 年
第 6 回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和 7 年 6 月 2 6 日
山ノ内町農業委員会

令和 7 年 第 6 回山ノ内町農業委員会総会議事録						
1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和 7 年 6 月 6 日					
3. 開催通知の期日	令和 7 年 6 月 6 日					
4. 招集期日	令和 7 年 6 月 2 6 日					
5. 招集場所	町文化センター 3 階 ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4 時 0 0 分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1	小坂勇二	出	1 2	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	1 3	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	1 4	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	1 5	白鳥金次	欠
	5	佐藤和彦	出	1 6	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	1 7	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	1 8	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	1 9	山本和幸	出
	9	下田健志	出	2 0	福井敏彦	出
	1 0	月岡徳一	出	2 1	佐藤次雄	出
	1 1	栗林和仁	出			
1 0. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		濱田 茜			出

1 1. 報告事項

- 報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

1 2. 提出議案

- 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 1 4 号 農用地利用集積計画（案）の意見聴取について

13. その他

農地利用状況調査（農地パトロール）について

改正農振法について

令和7年度北信州農村女性のつどいの開催について

2025年度「農業委員・推進委員等の公務災害補償制度」加入について

農業委員会定例会等開催案内通知の電子化について

農業委員等の政治活動及び選挙運動の制限について

<開会>

会長代理 皆さん、大変ご苦労さまです。

ただいまから令和7年第6回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の欠席者ですが、白鳥委員より欠席の連絡をいただいております。

それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、6月3日に農業委員長及び事務局長会議ということで松本まで事務局長の代理として坂口係長と出席しました。その挨拶の中でも、この前の雹の被害については思いのほか被害が大きい、だんだん被害も増えているというようなことがございまして、改めて被害に遭った方、お見舞いを申し上げます。

その後の会議の中で、まず我々の任務だということで一番最初に言われたのは情報事業の推進についてということで、農業新聞を農業委員及び推進委員になった方にはぜひ取っていただきたい、こういうお願いでございました。まだ取っていない方がおられたら、事情が許す限り購読をお願いしたいということでございます。これから暑くなったり、雨が降ってじとじとしたりする時期でございます。体調には十分注意して農作業等を頑張っていただければと思います。

本日も会議内容がいろいろございますので、よろしくお願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議長 それでは、議事の進行の前に、4番の議事録署名委員の選任を行います。

今回は、

12番 渡辺輝子 委員

13番 小池俊治 委員

です。よろしくお願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。

(1) 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は3件です。

1件目、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢

字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、現況面積１，３０５平米、農地のあっせん希望はありません。

２件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、現況面積１００平米、あっせんの希望はございません。

３件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇他４筆、現況地目、畑、現況面積４，４５８平米、あっせんの希望はございます。

１３ページをご覧ください。場所につきましては、役場の東側にある農地になります。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、次に進みます。
（２）報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料２ページをご覧ください。
報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、今月３件です。
１件目、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積４，６２７平米のうち３，０００平米、通知人、賃貸人は〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、契約期間満了に伴う解約のためとなっております。
２件目、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇他２筆、現況地目、いずれも畑、合計面積１，７４０平米、通知人、賃貸人は〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなっております。
３件目、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇他１筆、現況地目、畑と田、合計面積３，７４７平米、通知人、賃貸人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ賃借権を設定するためとなっております。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。

藤浦委員 １番の案件で、合意解約となっているが、契約期間満了に伴う解約というのはどういう意味ですか。

事務局 契約期間がもともと３年間という契約で、その後更新しないということで、ここで合意解約となりました。農地法３条で借りられていたので、合意解約の手続をしないと自動更新になってしまうので、ここで合意解約の書類を出していただいたということになります。

議 長 よろしいでしょうか。

藤浦委員 はい。

議 長 ほかに質問のある方、挙手願います。（なし）

ないので、次に進みます。

事務局 資料3ページをお願いします。

1 件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積 7 2 7 平米、耕作面積ゼロ、家族総数 2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積 1 万 6, 2 5 0 平米、耕作面積 1 万 3, 5 3 5 平米、家族総数 2、稼働人員 2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積 7 2 7 平米、契約内容は売買で、価格は 4 4 万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては借り受けている農地を渡人の要望により購入するためとなっております。

2件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,473平米、耕作面積2,200平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万2,875平米、家族総数3、稼働人員2。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積824平米。契約内容は売買で、価格は7万5,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては野菜の作付で経営規模の拡大となっております。

以上につきまして農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願いします。

それでは、補足説明をお願いいたします。1 番の案件について、月岡委員よりお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

小池委員　〇〇〇〇さんですが、高校を卒業されてから、〇〇に住んでおられました。現在住宅はありますが、一切畑も何もやっておりません。お父さんが不慮の事故で亡くなりまして、畑自体もかなり荒れております。買っていただく〇〇さんですが、隣の農地を借り上げながら野菜をやっておりまして、また、〇〇地元の中では〇〇〇〇〇〇の会長ということで活躍されている方なので問題はないと思いますので、よろしくお願

いいいたします。

議 長 ありがとうございます。
2番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
次に、進みます。
(4) 議案第14号 農用地利用集積計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。
議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について。
令和7年6月17日付で農用地利用集積等促進計画案についての意見聴取の依頼が山ノ内町長よりありましたので、協議をお願いします。
資料5ページをご覧ください。
今月は、公社を通した売買が1件、貸借につきましては、新規設定が5件、利用権からの再設定が13件の計19件です。
まず、売買の案件から申し上げます。
所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積498平米、利用目的は桃の作付となります。所有権の移転時期、対価の支払い期限、引き渡しの時期につきましては、譲渡者から公社へは令和7年8月20日、公社から譲受者へは令和7年11月17日、対価につきましては15万円となります。
続きまして、資料6ページをお願いします。
次に、貸借の案件となります。
1件目、2件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積2,264平米、利用権の種類はいずれも賃借権で、5年と10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料はいずれも全体で1万円の再設定となります。
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積2,285平米、利用権の種類はいずれも賃借権で、7年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の新規設定となります。
4件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,267平米のうち554平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の新規設定となります。
5件目、6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積2,585平米、利用権の種類はいずれも賃借権で、5年と10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万5,000円と全体で3,000円の新規設定となります。
7件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積2,274平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、1番と2番の案件から補足説明をお願いいたします。関委員よりお願いいたします。

関委員 1番の案件ですが、〇〇さんのこの畑は、〇〇さんご実家の畑で、ご両親も他界しており、管理できないということでもあります。あと2番ですが、〇〇〇〇さん、高齢でありまして、労力不足で管理できないということでもあります。
〇〇〇さんですが、お手伝いさんも常時来てもらっていらして、畑の管理もしっかりされているので問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
では、6ページ、1番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、3番の案件につきまして、湯本浩委員より補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 この畑につきましては、今年1月に入りまして剪定と1回目の消毒も行った段階で、〇〇〇〇さんが借り手を探してくれということで、息子さんが前より規模拡大をしたいという、〇〇〇〇さんに相談したところ、借りてもらえるということになりました。〇〇〇〇さんはこの畑を見て、大変いい畑なのでしっかり作りたいということですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件につきまして、補足説明を富澤委員よりお願いいたします。

富澤委員 この案件ですが、〇〇〇〇さんがちょっと労力不足のため、隣の畑を〇〇〇〇君がやっていると、〇〇君のほうでどうかということで、〇〇君のほうで受けたいということで話がまとまりまして、今回こういうことになりましたので、〇〇君については認定農業者ということで、大変真面目に取り組んでいらっしゃるの、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番、6番の案件につきまして、補足説明を佐藤和彦委員よりお願いいたします。

佐藤（和）委員　〇〇〇〇さんですけれども、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんそれぞれの畑を長年にわたり借りてリンゴを作っておられました。今回はここで利用権を設定したいという本人の希望がありましたので、しっかりと耕作されていますし、問題ないと思います。よろしくお願いします。
6番も一緒です。

議　長　ありがとうございます。
では、5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
では、7番の案件につきまして、小古井委員より補足説明をお願いいたします。

小古井委員　〇〇〇〇さんですけれども、3年ほど前にこの田んぼを借りてリンゴを植えて順調に育っていて、いよいよ今年くらいから仕事するのかなと思います。畑ですので、何ら問題はないと思います。
ただ、現況地目が田というのは理解できないのと、もう畑になっているところですので、問題ないとは思いますが。

議　長　ありがとうございます。
この案件は事務局のほうではどう考えておられますか。

事務局　すみません、町の農地台帳では課税台帳と毎年1回照合していきまして、課税地目が田となっています。なので、うちとしては課税地目イコール現況地目として登録しているので、ここで田となっています。現況地目、田となっていましても、本当の現況は畑となっているところも見受けられますので議案書に書いてある現況地目についてはあまり気にしないでいただきたいと思います。と思っています。

議　長　今事務局から説明があったようなことでございます。
何かほかに質問のある方、挙手願います。

小古井委員　違っていた場合にはどうしますか。

事務局　実際は、所有者の方が固定資産の詳細等を見て、違うということで税務サイドのほうに連絡をいただければと思います。本来でしたら、税務関連の職員として、固定資産の課税担当のほうで見直しを図る場合がございますので、町の固定資産を評価しているところは1年に1回見直しを基本的には行うとなっているのですが、ちょっと少し見落としがあるようなので、今回、ご指摘の場所については税務サイドのほうにも報告したいと思います。

議　長　ほかに質問のある方、挙手願います。（なし）
なければ、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決いたします。
それでは、8番、9番の補足説明を望月委員よりお願いいたします。

望月委員 ○○○○○さんは○○○○○○○○に所属されておりまして、遊休荒廃地にそばを
まいて、荒らさないようになさっています。畑もちゃんと手入れをされておりまし
し、再設定でありますので、よろしくお願いいたします。
9番も同じくちゃんと手入れをされておりまして、種をまいて、ちゃんとしておりま
すので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、8番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、9番の案件について、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、10番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたしま
す。

佐藤(和)委員 ○○○○さん、非常にやる気のある若手の農業者で、うちの近くの特に○○地
区に畑を集約したいという希望がありまして、この○○さんの畑ですが、特に耕作し
てなくて更地であったので、ぜひ桃をやりたいということで今回契約になりました。
ほかの畑もしっかりと耕作されていますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
10番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
11番の案件につきまして、藤浦委員より補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 この畑は再設定ということで、○○さんは数年前からこの畑を借りて桃の栽培をし
ていますが、これまでいつ誰に貸してもいいように単年度契約でやってきたのです
けれども、今年5年ということで、なかなか借手もほかに見つからないので自分がや
るということで、この土地にまとまったようでございます。○○さんは認定農業者で
しっかり管理されておりますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
これはよく見ると、ここもまたすももで田になっていますよね。畑だと思います。も
し問題なければ、税務課のほうにこの件も一緒にお願いしたいと思います。

事務局 分かりました。税務課のほうには伝えておきます。

議 長 それでは、ほかに質問のある方、挙手願います。

下田委員 それを言うと、隣の○○○さん、ちょっと戻りますけれども、田んぼと畑なので、両
方ともそばで借りて田んぼと畑になっています。

事務局 固定資産の評価につきましては、1月1日現在の状況を見て、4月1日に固定資産税
の決定をしております。その関係でどうしてもずれるところがございます。ずっと前

からすももを作っていれば、そこは畑として確認することができますが、最近すももとして畑の状態を変えた場合には、まだ田ということで評価をしている場合がございます。

そばにつきましては、登記地目、畑のところでそばを作っている場合もございます。水田で、今話題になっていますけれども、本来でしたら、稲を作る水田について、国のほうから稲以外にも高収益作物を作ることによって補助が出る関係で、現況も田ですが、そばを栽培する、永年作物でないということで、一応稲を植わっているところをそばを作付しているという状況の場合には現況も田で、田の場合の条件としましては、畦があって、水口があって、水がいつでも張れるような状態のままということであれば、現況田ということになっております。

議 長 ありがとうございます。
何かほかに質問ございますでしょうか。（なし）
なければ、11番の件について、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、12番の案件について、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤（和）委員 ○○○○さんですが、○○○○の畑2，800のうち900ということで、全部ではありません。残りは地主さんが現在耕作されており、部分的な貸借ですが、よろしく願います。もう1か所は、別の○○さんの畑ですが、リンゴ、両方とも長年にわたりしっかりと耕作されており、再設定ということで特に問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
この12番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
13番の案件につきましては、私のほうから補足説明させていただきます。
○○○○さん、田をお持ちですが、高齢で自分ではできないということで、前々より○○○○○○○○○○に依頼をしております。○○○○○○○○○○も、人の荒地農地をなくすため、○○で作った会社でございますので、それに引き続きまた再設定ということで、全然問題ないかと思っておりますので、お願いいたします。
この13番の案件について、質問のある方挙手願います。（なし）
それでは、ないようですので採決に移ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
14番、15番、16番の案件につきまして、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 この地籍は、○○の上のほうで荒れていたりするのですが、所有者が耕作できなくなったということで、○○さんをお願いして酒米を作っています。それなりに作っていらっしゃるから、よろしいのではないのでしょうか。

議 長 15番、16番もいいですか。

齊藤委員 一緒です。

議 長 よろしいでしょうか。
それでは、14番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
15番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
16番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
17番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤(和)委員 ○○さんですが、○○さんの家の方が長年にわたり借りております。ここで契約が切れたので、引き続き栽培をしたいということで、再設定なので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
17番の案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
18番の案件につきまして、小林委員より補足説明をお願いいたします。

小林委員 ○○○○さんですが、もともと○○○○に住んでおり、○○○のへ行って畑管理ができないということで、○○さんをお願いして、そばの栽培をしてもらっているのですが、○○さんが何年も前からこの畑を栽培しまして、再設定ですので何の問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この案件につきまして、質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
議事につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

<その他> (1) 農地利用状況調査(農地パトロール)について
(2) 改正農地法について
(3) 令和7年度北信州農村女性のつどいの開催について
(4) 2025年度「農業委員・推進委員等の公務災害補償制度」加入について
(5) 農業委員会定例会等開催案内通知の電子化について
(6) 農業委員等の政治活動及び選挙運動の制限について

会長代理 それでは、以上をもちまして、令和7年第6回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時22分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
